

医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））

貸与事業実施規程

令和3年10月28日 制定

令和4年10月7日 一部改正

令和5年11月16日 一部改正

（趣旨）

第1条 この規程は、医師養成修学資金（重点コース（杏林大学医学部「新潟県地域枠」））貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸与の申請及び決定）

第2条 規則第2条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び同意書（別記第2号様式の2）を、別に定める方法により、杏林大学医学部を經由して、公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、申請書類等による貸与資格確認による審査等を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第3条 修学資金は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

（借用証書）

第4条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第4号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しなければならない。

（返還免除の申請及び決定）

第5条 規則第8条第1項又は第10条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（返還猶予の申請及び決定）

第6条 規則第11条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第7号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（書類の提出及び届出）

第7条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。
- (2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

- (4) 修学生が医師の免許を取得したとき。
- (5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。
- (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは後見開始の審判を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第8条 規則第13条に規定する理事長の定める書類等とは、この規程の第4条、第5条、第6条及び第7条に掲げる書類等をいう。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月16日から施行する。